

学校法人桃山学院情報セキュリティ基本方針

2015（平成27）年3月3日

常務理事会承認

最近改訂 2015（平成27）年11月17日

この情報セキュリティ基本方針は、学校法人桃山学院（以下「学院」という。）が学内外に対して情報セキュリティに関する根本的な考え方を示し、これに基づく適切な対策の実施に係る意思の表明を行うものである。

情報技術（IT）は、教育・研究等の遂行ならびに学院の管理運営にとって極めて重要な役割を担っており、学院は情報基盤の整備を通じて教育・研究の発展と事務の効率化等を進めている。一方、学院は個人情報（特定個人情報含む）や試験問題といった秘匿性の高い情報を管理しており、これら情報の保護・管理には細心の注意を払わねばならない。受験生、学生・生徒、卒業生、その保護者・保証人をはじめとした学院に関わる方からの信頼を確保し、社会的責任を果たすため、学院は、学院で取り扱うすべての情報、コンピュータやネットワークなどといった情報機器（以下「情報資産」という。）を重要資産と位置付け、情報資産を保護・管理する。

情報資産を保護・管理するため、学院は「情報セキュリティ基本方針」（以下、「本文書」という。）に基づき、情報資産を故意や偶然に関わらず、改竄、破壊、漏洩等から保護するための有効な管理策を以下のとおり講じる。学院の情報資産を利用する者は、情報セキュリティの重要性を理解し、本文書ならびにこれに基づく規則等を遵守しなければならない。

1. 情報セキュリティ対策の基準として「情報セキュリティ対策基準」を策定する
2. 情報セキュリティ対策基準を確実に実施するため、「情報セキュリティハンドブック」および「情報システム運用に関する規程」等を策定する